

地域計画

策定年月日	令和6年11月26日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市和田山町糸井地域 (寺内区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	31.17 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	23.79 ha
② 田の面積	25.97 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	5.21 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.36 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	6.12 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	4.33 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

区内で農地を所有する戸数は36戸であるが、貸付等により実際に耕作を行っている戸数は18戸である。集落営農は組織化されておらず、また、区内には認定農業者等もないため、自家消費の水稻栽培が中心の零細経営となっている。

区内の農地及び農業用施設については、多面的機能支払交付金事業を活用し、非農家も含め集落ぐるみでの活動に取り組み、農村環境の維持に努めているものの、圃場整備後50年が経過し、水路等の老朽化が課題となっている。現在のところは農業継続意向の農家が多いものの、区外への転出者の増加による不在地主が所有する農地が3.08ha存することや、農業者の平均年齢が69.2歳と高齢であることに加え、後継者のいない高齢農家もあることから、今後、農業者の急な環境変化などに対応するためには、区外の認定農業者等との連携が必要不可欠である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻を主要作物としつつ、現在の耕作地の継続的な維持を図る。

今後、離農や規模縮小する農家が発生した場合は、区内の農地を耕作する区外の認定農業者等へ耕作を打診するなど、耕作放棄地が発生しないよう農地利用を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を通じた貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	9.2	%	将来の目標とする集積率
			20 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
現在耕作に供している農地の継続的な利用を維持しながら、担い手への集積・集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構の活用を進めつつ、区内の農業者及び区外の認定農業者等の担い手への集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
担い手の経営意向及び所有者の貸付意向を調整し、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組
圃場整備後50年が経過し水路等の老朽化も著しいことから、再圃場整備について農家及び隣接地域とのコンセンサスを図りながら調査・研究を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
区内には中核となる農業者がいないことから、市の農業研修制度を活用する研修生などの新たな担い手や、区外の新たな認定農業者の受け入れについて、市農林振興課(農業委員会事務局)との連携を密にしながら取り組んでいくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が図れる防除作業及び乾燥調整は、たじま農業協同組合への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鹿・イノシシの被害防止対策として設置している侵入防止柵について、随時点検・補修を行い、被害を未然に防ぐことにより営農意欲の維持向上に努める。
- ⑦多面的機能支払交付金事業に継続して取り組み、集落内の農地の保全・管理を共同で行い、農業用施設(水路・農道)の維持管理を実施する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	認定農業者 A	水稻	0.62 ha	0.00 ha	水稻	0.62 ha	0.00 ha	A	
認農	認定農業者 B	水稻	0.19 ha	0.00 ha	水稻	0.19 ha	0.00 ha	B	
認農	認定農業者 C	野菜	0.21 ha	0.00 ha	野菜	0.21 ha	0.00 ha	C	
認就	認定新規就農者 A	水稻	0.30 ha	0.00 ha	水稻	0.30 ha	0.00 ha	D	
利用者	その他農業者 A	水稻	1.07 ha	0.00 ha	水稻	0.61 ha	0.00 ha	E	
利用者	その他農業者 B	水稻・野菜	0.55 ha	0.00 ha	水稻・野菜	0.55 ha	0.00 ha	F	
利用者	その他農業者 C	水稻	0.72 ha	0.00 ha	水稻	0.72 ha	0.00 ha	G	
利用者	その他農業者 D	水稻	0.21 ha	0.00 ha	水稻	0.21 ha	0.00 ha	H	
利用者	その他農業者 E	水稻	0.47 ha	0.00 ha	水稻	0.47 ha	0.00 ha	I	
利用者	その他農業者 F	水稻	0.61 ha	0.00 ha	水稻	0.61 ha	0.00 ha	J	
利用者	その他農業者 G	水稻	0.23 ha	0.00 ha	水稻	0.23 ha	0.00 ha	K	
利用者	その他農業者 H	水稻・野菜	2.29 ha	0.00 ha	水稻・野菜	0.39 ha	0.00 ha	L	
利用者	その他農業者 I	水稻	0.63 ha	0.00 ha	水稻	0.63 ha	0.00 ha	M	
利用者	その他農業者 J	水稻・野菜	0.63 ha	0.00 ha	水稻・野菜	0.63 ha	0.00 ha	N	
利用者	その他農業者 K	水稻	0.28 ha	0.00 ha	水稻	0.28 ha	0.00 ha	O	
利用者	その他農業者 L	野菜	0.21 ha	0.00 ha	野菜	0.21 ha	0.00 ha	P	
利用者	その他農業者 M	水稻	0.82 ha	0.00 ha	水稻	0.82 ha	0.00 ha	Q	
利用者	その他農業者 N	水稻・野菜	0.25 ha	0.00 ha	水稻・野菜	0.25 ha	0.00 ha	R	
利用者	その他農業者 O	水稻	0.30 ha	0.00 ha	水稻	0.30 ha	0.00 ha	S	
利用者	その他農業者 P	野菜	0.03 ha	0.00 ha	野菜	0.03 ha	0.00 ha	T	
利用者	その他農業者 Q	野菜	0.09 ha	0.00 ha	野菜	0.09 ha	0.00 ha	U	
利用者	その他農業者 R	水稻	0.23 ha	0.00 ha	水稻	0.23 ha	0.00 ha	V	
利用者	その他農業者 S	水稻	0.32 ha	0.00 ha	水稻	0.32 ha	0.00 ha	W	
利用者	その他農業者 T	水稻	0.93 ha	0.00 ha	水稻	0.93 ha	0.00 ha	X	
利用者	その他農業者 U	水稻	0.47 ha	0.00 ha	水稻	0.47 ha	0.00 ha	Y	
利用者	その他農業者 V	水稻・野菜	0.49 ha	0.00 ha	野菜	0.49 ha	0.00 ha	Z	
計	26経営体		13.15 ha	0.00 ha		10.79 ha	0.00 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	たじま農業協同組合	防除、乾燥調整	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

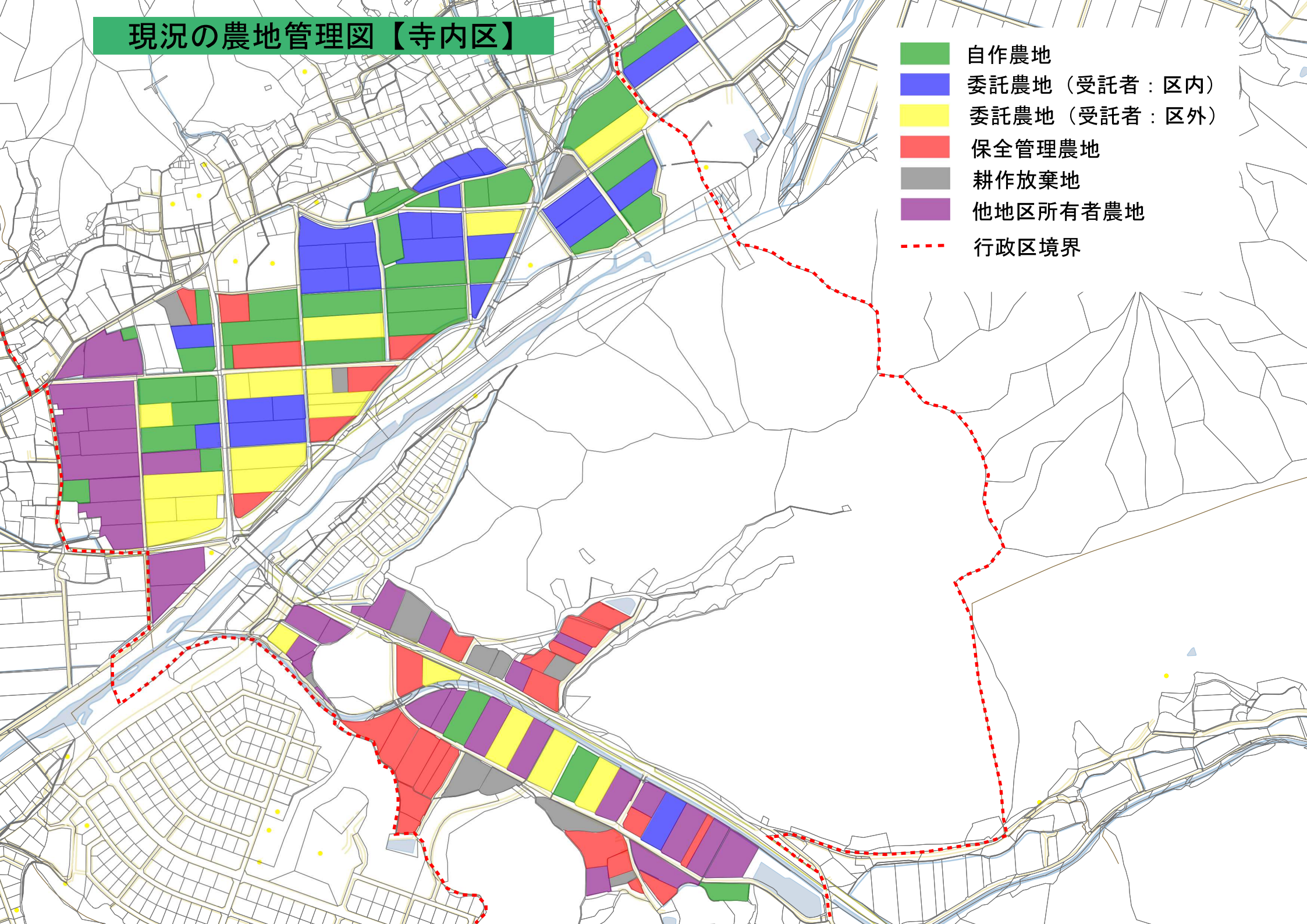
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

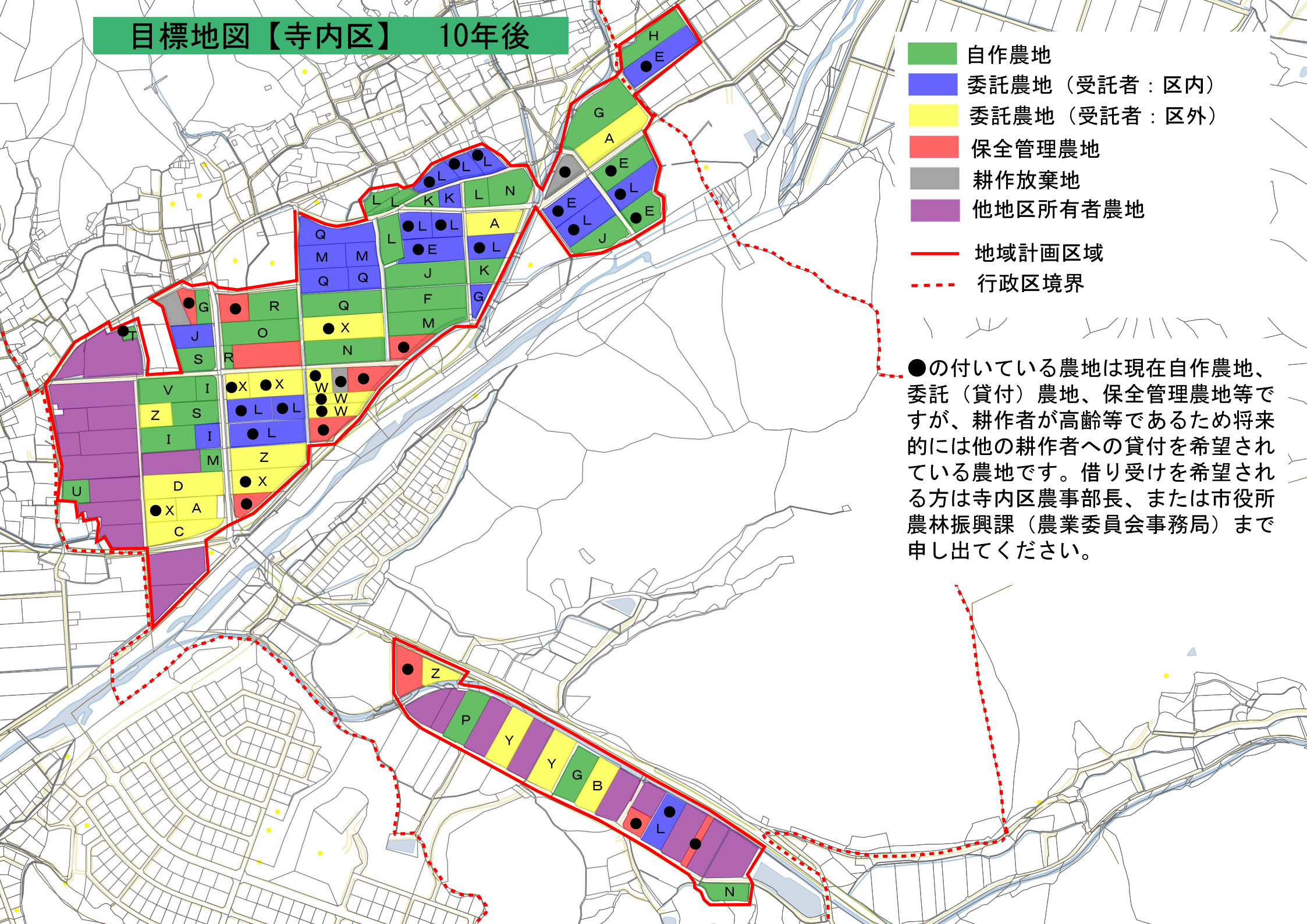
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

現況の農地管理図【寺内区】

- 自作農地
- 委託農地（受託者：区内）
- 委託農地（受託者：区外）
- 保全管理農地
- 耕作放棄地
- 他地区所有者農地
- 行政区境界



目標地図【寺内区】 10年後



- 自作農地
- 委託農地（受託者：区内）
- 委託農地（受託者：区外）
- 保全管理農地
- 耕作放棄地
- 他地区所有者農地
- 地域計画区域
- 行政区境界

●の付いている農地は現在自作農地、委託（貸付）農地、保全管理農地等ですが、耕作者が高齢等であるため将来的には他の耕作者への貸付を希望されている農地です。借り受けを希望される方は寺内区農事部長、または市役所農林振興課（農業委員会事務局）まで申し出てください。